

平成24年度救護施設 港晴寮事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 理念

当施設の福祉サービスは、法人理念を念頭に置き、社会福祉法に基づき、個人の尊厳の保持を旨としています。その内容は利用者本位の立場に立ち、一人ひとりが心身共に健やかに育成され、または、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして良質かつ適切なものとします。

2. 基本方針

障がいの種類を問わず支援を要する人がともに生きる場として、利用者を地域で生活する市民として尊重し、その基本的人権と健康で文化的な生活を保障し、利用者の幸福の追求と、その人らしい心豊かな生活の実現の支援に最大限努めます。

3. 目的

港晴寮は生活保護法第38条第2項に定められた救護施設であり、原則的には実施機関より依頼を受け入所を希望された方を対象に、生活全般の支援を行うことにより健康で文化的な生活の場を提供することを目的とします。(利用定員80名)

(平成18年度より大阪市から指定管理者として指定を受けています。この度、平成24年度から4年間、3回目の指定を受け当施設の運営を行います。)

4. 施設の運営方針について

生活保護施設はこれまで心身の障がいによる生活困窮者を対象として法が目的とする「最低生活の保障」と「自立の助長」を運営の柱として、その役割を果たしてきました。

しかし近年、時代のニーズに応えられるサービスの展開として救護施設の機能強化が求められています。

特に強化すべき役割として、セーフティネット機能と地域生活移行支援の更なる強化を提案しています。

これらの二つの課題を基本に今年度の取り組みとして、利用者主体の個別支援をより具体的に強化し自己実現が図れるよう努めると共に、緊急時の一時的受け入れ、居宅生活移行支援事業の支援を必要とする方の受け入れ等、多様な支援団体との連携を築きながら利用者の希望や地域社会のニーズに応じた質の高い支援の展開を目指し努力していきます。

5. コンプライアンス(法令遵守)による高い信頼性の確保

各種法令・指針(社会福祉法、生活保護法、個人情報保護法、虐待防止法、労働基準法など)に定められている事項を熟慮し、情報収集を強化します。また、今求められる施設像の把握に努め、福祉施設としてのあり方に常に敏感な体制を保持していきます。

また、コンプライアンスによる信頼性の高いサービスの確保と透明性に重視した施設運営を図っていきます。

6. 保護施設一時入所事業への協力

居宅で生活する障がい者であって一時的に精神状態が不安定になられた方あるいは精神科病院入院患者又は退院患者であって、退院に向けた体験利用や訓練のため一時的に保護施設に入所することを希望される利用者の受け入れには積極的に協力していきます。

7. 居宅生活移行支援事業への協力

本事業は「セーフティネット支援対策等事業」に位置付けられており、地域に応じた実施する事が求められています。

その柱となる事業として①自立支援プログラム策定実施推進事業、②生活保護適正実施推進事業、③地域福祉増進事業、④ホームレス対策事業等があり、居宅生活移行支援事業は①の中に含まれています。

数多い事業の一つでもあり実施機関もこの制度について十分な理解をしていない場合もあるため、当施設からも積極的に働きかけ円滑な事業の協力を図っていきます。

8. 地域との連携

福祉施設にとって地域の福祉を促進する大きな役割を担っている現状からも、地域と施設の連携を強化する取り組みが必要不可欠であることから施設の現状や機能を出来るだけ多くの方々に認識して頂くためにも「行事への招待」「当施設主催の講習会の開催(応急手当)」「非常災害時に際しての地域連合会合同の避難訓練」等を通じて情報の公開と連携を図ってきます。

9. 実習生の受け入れと育成方針

当施設は地域の社会資源でもあり地域研修の場でもあるという認識に立ち、実習生の受け入れに関して社会的責務として捉えています。

また、介護・福祉の人材を育成するため積極的に実習生を受け入れ、事業の社会化を目指します。

10. ボランティアの受け入れ

福祉制度改革による福祉施設の機能とあり方の変化、福祉施設利用者の意識の変化などから、福祉施設とボランティアの関係を見直す動きが高まっています。

施設としての具体的な役割を上げると①利用者理解の促進、②地域社会との架け橋、③サービスの質・量の拡充、④オンブズマン機能・住民参加などがあるので、基本的な受け入れの体制を整えていきます。

11. 自立支援サービス

・日常生活自立支援

利用者個々の有する能力や抱えている諸問題に応じ身体や精神面の回復・維持を支援する基本的な考えとして、自己認識できる環境を整えつつ日常生活において自立した生活を行えるよう支援してきます。

・施設生活自立支援

居宅生活移行へと促す取り組みの中で、一般的な社会生活を営む上での基本的となる生活習慣や社会的ルールについて働きかけていきます。

・居宅生活移行支援

利用者が有する能力に応じて自立した日常生活や施設生活自立の達成・維持を前提とし、就労等による経済的自立を目指します。この3つの柱を明確に樹立するとともに、自立推進のためのフォーマル・インフォーマルな支援の環境整備に取り組みます。具体の実施にあたっては、就労支援担当者を配置しハローワークや地域就労支援センター・シルバー人材センターなどと連携し多様な障がいや課題を持つ利用者が個人の尊厳を保ちつつ快適で自立した生活を送り、自己実現が図れるよう個々のニーズにあわせた自己決定に基づく個別支援計画を樹立します。また、定期的の実態把握(アセスメント)を確認し利用者のニーズに合わせた見直しを図って、利用者が主体的に地域社会の一員としての関係を構築出来るようにサービスを提供していきます。

12. 個人情報の保護及び権利擁護についての考え方

12-1 個人情報の保護と情報公開について

個人情報保護法が全面施行されたことを受けて当法人では、「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）及び「個人情報保護規定」を制定し全面施行しています。

情報公開の取り組みとしては、ホームページを利用した施設概要・事業計画などを公表し広く情報発信することで施設運営の透明性を図っていきます。

13. 利用者サービス向上策

13-1 利用者サービスの基本姿勢

利用者を独立した人格として尊重し人権の擁護に努め、主体的に自己実現を図れることを基本理念としていきます。

また、権利を実質的に保障するために障がい等により自己決定能力、選択能力が低下した人の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては「成人後見制度」あるいは「地域福祉権利擁護事業」など地域資源を積極的に活用していきます。

13-2 福祉サービス第三者評価受審について

本年度の取り組みとして福祉サービス第三者評価を受け、事業運営における具体的な課題を確認すると共に、標準的なサービスと比較することで質的な向上を図っていきます。

13-3 利用者の満足度の把握について

全体としては、毎月1回利用者全員が参加して開かれる「座談会」と、各居室ごとに開く「グループミーティング週間」で施設の全般について苦情や意見・評価等を聞いているほか、食事については、座談会とともに開く「給食懇談会」で希望を聴取しています。

13-4 虐待防止

利用者に対する不適切な言動や利用者の心を傷つけるものから犯罪行為となるものまで幅広いものと捉え、常に利用者の立場に立って利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じる事がないように努めていきます。

それには職員一人ひとりの意識の向上が不可欠であり、研修や会議の場および「虐待防止チェックリスト」等を活用し、積極的に取り組んでいきます。

13-5 苦情解決

利用者・ご家族その他からの苦情やご意見に関しては、「苦情受付担当者」、「苦情解決責任者」、「第三者委員」を設置し苦情の適切な解決に努めることとしています。

また、ホームページに苦情内容及び回答を原則公開すると共にオンブズマン制度の構築を目指していきます。

13-6 リスクマネジメントへの取り組み

事故防止や事故後の適切な対応は社会福祉施設にとって重要な課題のひとつです。リスクは発生しうるものという前提に立ち、リスクマネジメントの対策とその体制を整えていきます。そのための方策として、より質の高いサービスを提供することによって多くの事故を未然に回避する（クオリティー・インプルーブメント）ことで、安全・安心・安寧（穏やかで平和）なサービスを追求する職場体制を常に構築していきます。

14. 利用者に対する生活支援

14-1 個別支援計画の策定

利用者への適切なサービスを提供するためには、個別支援サービス計画・実践・評価が有効に機能することが必要です。個別支援計画の策定にあたっては、こうし

た弊害を取り除くため個々の利用者の考え方や心身の状態等を正しく理解し、自立に必要な支援は如何にあるべきか等を把握し、施設生活に満足感を持てるよう利用者一人ひとりに適合した支援サービス目標を設定していきます。

利用者の生活向上への支援として特に重要となるマネジメントはP D C Aサイクル【プラン（計画）、ドキュメント（実行・記録）、チェック（検証）、アクション（改善）】を如何に有効かつ効果的に活用し実践し複雑多様化する個々のニーズに合致した支援が求められます。そのためには、実施機関・地域関係諸機関や家族等のネットワーク構築も強化していきます。

14-2 サービス評価

社会福祉法第78条にあるように常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう求められています。サービスに対する職員の意識向上を図るため自己評価は欠かすことが出来ないことから、定期的に確認しその質を高めていきます。

14-3 家族等の支援

利用者と家族の関係が希薄なものとならないように施設の情報や利用者の近況報告を定期的に行うほか、帰省時における介護援助方法なども伝達し安心して一時帰宅出来るようサポートします。また、実施機関にも定期的に報告を行って密接な協力関係のもとで支援していきます。

14-4 作業支援

利用者の自立を支援する観点から施設内で行う組立・加工の作業と施設外での就労についても本人の能力と意欲に応じて積極的に対応することとしています。

また、作業支援を通じて働くことの喜びと習慣を身につけるとともに、日課に基づく規則正しい生活習慣を身につける一助となり、このことを通じて自立を意識した生活を送って頂けるよう支援していきます。

社会資源の活用、開発等もより強化しながら外部就労への支援も積極的に行っていきます。

◎今年度の主な作業種目

- ①クリップ組み立て作業
- ②フックボルト組み立て作業
- ③文具商品の作業
- ④紙加工作業
- ⑤清掃作業
- ⑥その他（外勤や外部就労支援）

14-5 各種行事について

生活の活性化を図り、心豊かで楽しい生活を支援する立場から季節ごとに多彩な行事を用意し参加を促しています。

特に、行事参加に消極的な方に対しては、社会参加の第一歩の訓練という見地から個別に又、グループミーティング等の機会の利用によって集団で理解を深め、出来るだけ多くの参加が得られるよう行っていきます。

◎今年度の主な行事計画

- ☆観桜会（4月）
- ☆お笑いなにわまつり（5月）
- ☆プロ野球観戦（6月）
- ☆林間学校（7月）
- ☆港区民祭り（8月）
- ☆納涼会・模擬店（8月）
- ☆地域敬老会（9月）
- ☆魚釣り（10月）
- ☆救護施設合同文化事業への参加（11月）

- ☆一泊旅行(野外生活訓練) (11月)
- ☆初詣・新年祝賀会(1月)
- ☆チャリティバザール(作品展)見学(1月)
- ☆囲碁・将棋・オセロ大会(2月)
- ☆国際親善女子車椅子バスケットボール大会観戦(2月)
- ☆相撲部屋朝稽古見学(3月) 等々。

14-6 クラブ活動について

利用者にゆとりと潤いのある生活を送って頂き楽しみながら、学べる場を提供するため多様なクラブ活動のメニューを用意し、常時参加を促すとともに利用者には援助の観点から勧誘も行っています。

◎今年度のクラブ活動は次の通りです。

美術・図工、書道・ペン字、園芸、歌謡、スポーツ

15. 健康維持管理サービス

15-1 保健・医療サービス

春季と秋季には、全員の健康診断の実施と疾病の早期発見に努めています。また、内科嘱託医による健康相談日を設け疾病の早期発見と治療に当たる他、精神科医による定期診察や様々な悩み事の相談にも広く応じ、心身の健康管理を図るよう支援しています。

◎今年度の重点目標は次の通りです。

- ① 日常生活習慣における保健指導。
- ② 慢性疾病の状態観察と管理。
- ③ 精神障がい者の服薬管理。
- ④ 知的障がい者に対する健康管理。
- ⑤ 受診状況の把握。
- ⑥ 感染性疾患の予防。
- ⑦ 寮内消毒等の徹底。

15-2 食事・栄養サービス

食事・栄養は、健康の増進、体力の維持向上の源泉であるところから嗜好調査は勿論のこと、好嫌に至るまで個々人毎に常時把握するとともに、治療食や咀嚼能力・嚥下能力を考慮した食事の提供を行っています。

また、正しい食生活の在り方を理解して頂くとともに、いろいろな工夫を重ねるなかで本当に喜ばれる食事の提供に努めていきます。

◎今年度の重要項目は次の通りです。

- ① バイキング料理・鍋料理の充実。
- ② 選択献立の内容改善。
- ③ 季節感のある食生活づくり。
- ④ 食中毒予防の徹底。

15-3 感染症予防対策

インフルエンザやノロウイルス等に代表される感染症予防対策はそれぞれ異なるため、発生状況によりの確に対応出来るよう新たに事業継続計画を作成しており、具体的実施については感染症対策マニュアルで示している通り、対応手引きを基本に迅速に行動するよう各職員に周知徹底しています。万一の発生に際しては、地域医療機関・行政機関等の連携を強化しより一層安心・安全な環境の提供を目指していきます。

◎感染予防のために

- ① 手洗い〈手指を介した二次感染の予防〉
- ② 排泄物・嘔吐物の処理〈便・嘔吐物を介した二次感染の予防〉
- ③ リネン類の洗濯・消毒〈リネン類を介した感染の拡大防止〉

- ④施設の消毒〈感染の拡大予防〉
- ⑤入浴時の感染防止対策及び浴槽の管理
〈浴槽水を介した感染の拡大防止〉
- ⑥感染予防についての喚起〈施設内に掲示〉

16. 危機管理対策（事故・防犯・防災等の安全対策）

16-1 事故防止等安全対策

事故が発生した場合、初期の段階で速やかな利用者への対処と正確な情報把握又、家族への連絡が行えるかどうか重要となります。報告が不正確になることが、後々のスタッフ間あるいは家族への不信感につながり、さらなるサービスの低下、リスクの拡大へと移行してしまう恐れがあります。

今後は、現状の対応で満足することなく事故等に当面したときに職員の一人ひとりが的確に機能できるよう対応の強化と個々の事故防止に対する意識向上を重視し安心・安全が阻害されることのないよう取り組んでいきます。

16-2 防犯対策

近年、社会福祉施設に侵入し金品盗難、人的被害などが報告されていることもあり、建物の出入り口はもとより、他の箇所も定期的にチェックを行い不具合の部分は早急に改善するよう努めます。

また、職員が防犯に対する危機意識の向上や緊急時の対応について、定期的に研修や訓練を適時実施していきます。

16-3 非常時防災計画と訓練、並びに防災設備の点検等

省令で定める非常災害対策である消火設備その他消防法に定める非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所轄の消防署の指導に基づく「消防計画書」並びに「東南海・南海地震防災規程」を作成して避難・救出訓練を毎月実施しております。

また、職員のだれもが対応可能な「防災訓練マニュアル」を作成・見直しも行き、共通認識を持つことに努めます。さらに、事業計画の中に防災対策の一項を設け、「防災訓練」、「防災設備自主点検」、「自然災害と危機管理」、「応急手当の技能習得」について規定しているほか、防火管理者を中心とした自主検査・点検組織による「消防設備自主点検」を月1回行っています。

その他「火元点検」については、夜間点検の時間を定めて毎日の結果を施設長に報告するなどの取り組みを行っています。

16-4 防災対策

16-4-1 防災訓練

利用者のみならず施設の立地等から、地域住民の安全を図るためにも防災対策を徹底し、毎月1回の防災訓練を実施するとともに、防災会議及び視聴覚指導等を併せた防災教育をおこないます。これらは消防計画書による自衛消防隊を中心に、所轄消防署の指導の下に実施するものとします。

16-4-2 防災設備自主点検等

年1回の消防法に定められた点検の他、日々決められた時間に火元の点検を励行し、報告・確認を行うと共に毎月1回防災設備自主点検を実施し安全対策の万全に努めます。

16-4-3 応急手当の技能習得

利用者の高齢化等の実態を踏まえ、AEDを使用した応急手当の技能向上と意識を高めるために応急手当普及の育成と施設内での研修を実施し、技能習得に努めます。

17. 職員に関すること

17-1 職員会議（月1回）

職員会議は職員全体を対象として開催され、具体的な施設運営、利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議であり、組織の意思と方向を周知・徹底するという重要な機能を果たしています。

また、全職種の職員が相互に話し合い、総合的な調整を図っていきます。そして、施設長が施設のあり方や社会福祉の現状等についても積極的に情報を提供し、職員全員の相互の意見交換を通して協力しあう場ともなっています。

◎会議のテーマは次の5つを中心としています。

- ① 事業計画（行事）の検討
- ② 職場運営（サービス全体について）
- ③ 各部署からの報告（保健・栄養・利用者サービス等）
- ④ 施設長の考え、方向性の確認等
- ⑤ その他の緊急課題

17-2 法人内施設連絡会議（随時）

法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の状況について共有化を図り、業務全般の改善策等について検討していきます。

17-3 サービス検討会議（月1回）

グループミーティング等で出た意見・要望や日々利用者から寄せられる諸問題を協議しスタッフ全体で共有すると共に、外部研修で得た情報なども活用しながらサービス向上を進めていきます。

17-4 個別支援計画策定会議（月1回）

利用者個々の目標やニーズに沿った生活実現のために個別支援計画の策定及び見直しを会議で協議しスタッフ全体で周知し利用者個々の実現に向けた目標を支援していきます。

17-5 職員研修会（月1回）

職員一人ひとりが支援者として原点に立ち返ることを目的に、特に人権擁護に関するテーマを取り上げた研修や地域移行に向けた支援の在り方について施設内外による研修に参加するなど充実させてきます。

17-6 苦情解決委員会（月1回及び随時）

利用者からの苦情を解決し、よりよいサービスが提供できるように検討していきます。そのため、投書箱を各階に設置し、投函があればすぐに対応し、随時委員会を開催し、苦情解決に向けて対応していきます。

また、グループミーティング週間等での意見・要望については、月1回の委員会を実施し、問題解決に当たりよりよい生活環境を整えていくことを目指していきます。

17-7 調理勉強会（月1回）

調理員全体の技術向上のため課題を設定し、それにそって勉強会を開いていきます。

17-8 福利厚生

大阪民間社会福祉事業従事者共済会、福利厚生センター(ソウウェルクラブ)等を積極的に利用し、職員の健康管理やレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中で利用者の自立支援に有為なマンパワーの確保に努めます。

平成24年度 港晴寮 年間計画表

No. 1

	利用者サービス				
	グループ支援	生活支援	自立支援 (就労・作業)	保健・医療支援	食事・栄養支援
4月	観桜会 クラブ活動年間計画策定	施設諸活動参加促進 社会資源の活用相談	稼働能力の現状把握 各就労支援団体との 連携強化	慢性疾患の生活指導	食事内容チェック
5月	お笑いなにわ祭り	退所者等の生活相談 他他施策活用相談	就職情報の収集 作業能力による参加 種目の検討	春季健康診断 肥満度チェック	嗜好調査 残菜調査
6月	日帰りレク (プロ野球観戦)	施設諸活動参加促進 社会資源の活用相談 ADL 評価検討	障がい者雇用施策との 連携強化 稼働能力の現状把握	食中毒予防 口内衛生	食中毒予防強化月間
7月	林間学校	退所者等の生活相談 他他施策活用相談 他施設との交流促進	就職情報の収集 作業能力による参加 種目の検討	熱中症予防(脱水)	食中毒予防強化月間
8月	港区民祭り 納涼会	日課の見直し 健康管理の強化 地域交流の促進	障がい者雇用施策との 連携強化 稼働能力の現状把握	熱中症予防(脱水)	食中毒予防強化月間
9月	敬老祝賀会 地域敬老会	社会保障利用の再チェック 地域交流の促進	就職情報の収集 作業能力による参加 種目の検討	熱中症予防	食中毒予防強化月間 嗜好調査
10月	日帰りレク(魚釣り)	施設諸活動参加促進 社会資源の活用相談	就職情報の収集 作業能力による参加 種目の検討	秋季健康診断(胸部 X-P)	食事内容チェック
11月	野外生活訓練 救護施設合同文化 事業	退所者等の生活相談 他他施策活用相談 他施設との交流促進	障がい者雇用施策との 連携強化 稼働能力の現状把握	インフルエンザ予 防接種	嗜好調査 残菜調査
12月	もちつき	施設諸活動参加促進 社会資源の活用相談 ADL 評価検討	作業工賃評価システムの 検討 稼働能力の現状把握	帰省者の保健指導 年末体調確認	感染胃腸炎の予防
1月	初詣・新年祝賀会 新春ゲーム大会 書き初め	施設諸活動参加促進 社会資源の活用相談 健康管理の強化	就職情報の収集 作業能力による参加 種目の検討	冬季疾病 (感冒・感染性胃腸 炎)の予防	感染胃腸炎の予防
2月	豆まき 将棋・囲碁・将棋大会 日帰りレク(バスケット)	社会保障利用の再チェック 健康管理の強化	障がい者雇用施策との 連携強化 稼働能力の現状把握	感染性胃腸炎の予防	食事内容チェック
3月	相撲部屋朝稽古見学	施設諸活動参加促進 社会資源の活用相談 健康管理の強化	次年度の就労支援検討 作業工賃評価システムの 検討	長期通院者再チェック	嗜好調査
備考	誕生会・座談会 (月1回) ビデオ上映会 (週1回)	グループミーティング (月1回) 個別支援計画検討 (月1回) 利用者座談会(月1回) ADL 評価検討 (年2回)	求人情報誌の提供支 援(週1回) 公共職業安定所への 送迎(随時) 就職後の職場定着支 援(随時)	保健衛生懇談会 (月1回) 血圧体重測定 (月1回) 通院状況チェック (月1回)	給食懇談会(月1回) 誕生会(月1回) パティシエ料理(年8回) 鍋料理(11月～3月) ティータイム(週3回)

平成24年度 港晴寮 年間計画表

No. 2

	研修計画		防犯・防災関係	地域サービス
	外部研修	施設内研修		
4月	近救協新任職員研修会	リスクマネジメントの取り組みについて	平成24年度防災計画・器具説明	地域美化運動
5月	生活保護関係施設ケース検討会	人権研修	総合防災訓練 (通報・消火・避難)	地域美化運動
6月	近救協研究協議会(三重県)	食中毒防止について	不具合箇所総合点検	地域美化運動
7月	近救協初級職員研修会	個人情報保護について	地震想定防災訓練	地域美化運動
8月	民間社会福祉施設「中堅職員研修会」	認知症の理解と予防について	台風対策	納涼会への招待 港区民祭り
9月	全救協研究協議会(静岡県)	応急手当技能講習	津波警報発令訓練	地域美化運動 地域敬老会
10月	全救協救護施設福祉サービス研修会 生保連一泊研修	苦情解決の基本姿勢	夜間想定防災訓練	地域美化運動
11月	成人施設部会府外研修会 府社協看護職員等研修会	感染症予防対策	秋の全国火災予防運動	地域美化運動
12月	近救協上級職員研修会 人権・感染症予防研修会	防災及び防犯対策	年末年始災害防止特別警戒	地域美化運動 地域合同避難訓練
1月	各種人権研修会	人権研修	年末年始災害防止特別警戒	地域美化運動
2月	事業主のつどい 成人施設課程応用コース 近救協精神障がい者支援実践講座	マニュアル研修	視聴覚指導	地域美化運動
3月	府社協栄養士調理員等研修会	平成25年度事業計画について	春の全国火災予防運動	地域美化運動
備考	成人施設部会等関係団体会合(随時) 施設内部伝達研修(随時) 関係団体総会(総会)		防災訓練(月1回) 防災会議(月1回) 消防設備自主点検(月1回)	地域美化運動(週1回)

平成24年3月

救護施設 港晴寮 中長期計画

	中期計画 (平成24年～26年)	長期計画 (平成24年～28年)
運営	運営に関する統計データの収集、分析による効率的な運営を実践する。	外部監査を導入により透明性のある運営の実践を行う。 社会福祉事業全体の情報を把握しながら適時（財務・人事）の計画立案を目指す。
利用者サービス	福祉サービス第三者評価の受審を行い具体的な指摘事項を改善していく。 個別支援計画の充実と推進を図る。 障がい者の虐待防止手引きの周知徹底を図る。 人権重視のサービス提供を目指して生活支援全般を見直す。 地域に於けるフォーマル・インフォーマルな資源を有効活用し地域生活移行支援の強化を図る	施設基準サービス評価システムの確立。 リスクマネジメント・人権擁護の強化と連動させる施設運営体系の構築。 地域関連施設との連携を構築し地域移行支援の推進を図る。 苦情解決システム制度の確立（オンブズマン制度の導入）
ご家族・地域と連携	地域関係諸機関とのネットワークの構築を図る。 利用者のニーズに即した各種ボランティア団体との交流を促進する。 行事への招待を行い、ご家族・地域住民との交流を積極的に図る。	家族・地域との行事以外の日常的な親睦を図れるシステムを構築する。 利用者個々の趣向にあったボランティアの導入を確立する。 非常災害時における地域連合会との防災規定の確立。
職員の育成	基本方針の理解と実践。 プリセプターシップ制度の確立を目指す。 社会福祉主事、介護福祉士、社会福祉士等の専門資格習得の促進。	個人単位の研修計画の確立を目指す。 人事考課の客観的システムの確立を構築する。
実習生の受け入れ	実習教育マニュアルを確立する。 ホームページで実習受け入れ実績を公表する。 研修的な就業体験などを希望される方を積極的に受け入れる。	さまざまな職種・形態に応じた実習プログラムを確立する。